

広川町農業委員会

第 19 回総会議事録

令和 7 年 2 月 5 日

広川町農業委員会第 19 回総会議事録

令和 7 年 2 月 5 日広川町農業委員会第 19 回総会が広川町役場 3 階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知
- 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知
- 報告事項 3 使用貸借権を設定した農地の返還通知
- 報告事項 4 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 2 号 農地転用計画変更による申請に関する件
- 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件
- 議案第 5 号 非農地証明に関する件
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法による広川町農地利用集積計画の承認について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

農業委員

議席	氏 名	議席	氏 名
会長	古 賀 秀 之	6	稲 員 繁 広
会長代理	山 村 佳代子	7	鐘ヶ江 百合子
1	中 村 和 浩	8	舩 越 誠 治
欠	萩 尾 喜久夫	9	稲 員 雅 史
3	丸 山 敬二郎	欠	野 田 光 浩
4	馬 場 啓 介	1 1	中 島 隆 二
5	渡 邊 和 江	1 2	古 賀 貴美夫

農地利用最適化推進委員

議席	氏 名	議席	氏 名
1 5	田 中 健 一	2 2	弓 削 和 幸
1 6	姫 野 剛	2 3	末 安 富士子
1 7	重 松 嘉 治	2 4	野 田 隆 文
1 8	小 林 栄 一	2 5	山 下 淳
1 9	山 下 憲 繁	2 6	渡 邊 和 宏
2 0	馬 場 健 作	2 7	古 賀 優
2 1	雨 森 純 司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会係長 川村 亮二 書記 梶原 脩慈 熊添 博

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、報告事項 4 件、議案第 1 号 3 件、議案第 2 号 1 件、議案第 3 号 1 件、議案第 4 号 5 件、議案第 5 号 1 件、議案第 6 号 3 件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、山村会長代理、6 番 稲員繁広農業委員を指名し審議に移ります。農業委員会報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項 1 利用権を設定した農地の合意解約通知について順位 1 大字久泉 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 農地の所有権移転のため解約する旨説明。順位 2 大字広川 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 農地の所有権移転のため解約する旨説明。順位 3 大字広川（期間借地） 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 農地の所有権移転のため解約する旨説明。

報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について順位 1 大字一條 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■、順位 2 大字一條 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約する旨説明。順位 3 大字一條 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■、順位 4 大字一條 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 耕作者の都合により解約する旨説明

報告事項 3 使用貸借権を設定した農地の返還通知について順位 1 大字一條 借受人：■■■■ 貸付人：■■■■ 申請理由 利用権設定のため

議長 報告事項 1 から 3 について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので、報告事項 4 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 報告事項 4 農地法施行規則第 29 条第 1 号の届出書について順位 1 大字新代 届出人 ■■■■ 届出理由 200 m²以下の農業倉庫を建築されるため届出をされた旨説明。

議長 報告事項 4 について事務局の説明が終わりましたが質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 質問意見もありませんので議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について附議します。なお順位 1 及び順位 2 については関連がありますので一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字久泉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 売買。順位 2 大字久泉 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 売買。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番 馬場健作 推進委員 順位 1 の譲受人と譲渡人は親族関係になられるようです。道がないため併せて南側の農地も取得されるということです。取得後は果樹や野菜を作付けされるということですのでご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 及び順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議 長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。なお委員に関連のある案件ですので委員の退席をお願いします。

古賀貴美夫 農業委員 退席

事務局 順位 3 大字藤田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由 贈与。

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27 番 古賀優 推進委員 譲受人と譲渡人は親戚関係であり、管理についても譲受人が管理されていきました。今回贈与で所有権移転されるということですのでご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 意見質問もないようですので採決に移ります。順位 3 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。

古賀貴美夫 農業委員 入室

議長 続きまして議案第 2 号農地転用計画変更による申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字久泉 申請人：■■ ■■ 申請理由：貸資材置場

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番 馬場健作 推進委員 事情が変わり転用目的を変更されるものです。周辺にも影響はないと思われますのでご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。

議 長 一旦議事を止めて休憩を入れさせていただきます。

休憩（5 分間）

議事再開

議長 議事を再開いたします。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

山村会長代理 申請地内には水路があると思いますが、水路は残す必要があるのですか。

事務局 今現在も水利権のある水路ですので開発する際には下流域にも用水が流れるような配慮が必要になります。今回は水路の現状は変えず鉄板敷きをして北側の敷地に乗入れができるようにされます。

8 番 舩越誠治 農業委員 水路などの形状の変更を行なう場合は建設課に申請等が必要になるのですか。

事務局 水路の形状等を変える場合は工事の承認申請や用途廃止や付替えする場合には建設課との協議が必要になります。

議 長 他に質問はありませんか。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 賛成多数

議 長 賛成多数で認める事とします。続きまして議案第 3 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字新代 申請人：■■ ■■ 申請理由：耕糸干場用地

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 周辺に影響もないと思われますので問題は無いと思われますのでご審議をお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 4 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字久泉 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：特定建築条件付売買予定地（3 区画）

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

20 番 馬場健作 推進委員 申請地隣の住宅は譲渡人のご自宅になります。水利関係の同意もあるため特に問題は無いと思われますのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

19 番 山下憲繁 推進委員 建物の立面図がありましたが建築される建物も決まっているのですか。

事務局 転用目的は特定建築条件付売買予定地となっており基本的には区画を買われた方が自由な設計で家建てられる訳ですが立面図については、ある一定期間売買が成立しなかった場合は申請者で住宅を建築することとなりますのでその立面図を出させていただいています。

3 番 丸山敬二郎 農業委員 その期間はどれぐらいになりますか

事務局 おおむね 1 年ぐらいになります。

7 番 鐘ヶ江百合子 転用許可を受けた土地についてすぐに家が建築されず雑草が伸びている場合はどこに言えばいいのでしょうか

事務局 事務局に連絡をいただければ対応をしたいと思います。

22 番 弓削和幸 推進委員 近隣の方から依頼がありましたので不動産会社に管理してもらうように言っています。以前も対応してもらいました。しかしながら草の管理を頼んでいる業者に依頼をしているがもう少し時間がかかるとの回答でした。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 2 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 2 大字新代 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：一般住宅

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

23 番 末安富士子 推進委員 申請地南側に水路があるのですがその法面が壊れないように対策をしてもらうようにお願いしています。そのほかは問題は無いと思われますのでよろしくお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 2 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 意見質問もないようですので採決に移ります。順位 2 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 3 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 3 大字太田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：特定建築条件付売買予定地（3 区画）

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

22 番 弓削和幸 推進委員 昨年 12 月に区長、近隣の方、推進委員が立ち会い業者より説明を受けました。生活排水の排水先について意見が出され協議した結果、排水先を町道の道路側溝へ排水するというので地元も合意されていますので問題は無いと思われますのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 3 について質問意見等ありましたらお願い

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 3 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 4 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 4 大字一條 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：建売住宅（9 棟）

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

26 番 渡邊和宏 推進委員 譲渡人は造園業を営んでいましたが、現在はご自身で管理ができない状態になっており荒廃した状況となっていました。関係者の同意もあるため問題は無いと思われますのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 4 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 4 について賛成される方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。続きまして順位 5 について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 5 大字藤田 譲受人：■■ ■■ 譲渡人：■■ ■■ 申請理由：一般住宅

議 長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27 番 古賀優 推進委員 以前は譲渡人の家が建っていましたが土地を売買されています。申請地西側の土地についてはすでに住宅が建てられており、その時も問題は無かったため今回も問題は無いと思われますのでよろしくをお願いします。

議 長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 5 について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。順位 5 について賛成される方の挙手を求めます。

議長 全会一致で認める事とします。続きまして議案第 5 号非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局 順位 1 大字水原 申請人：■■■ ■■■ 申請理由：現況が宅地となっているため

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

16 番 姫野剛 推進委員 宅地部分については以前より小屋が建っていました。あと事務局の説明では住宅の新築と説明されましたが新築ではなく、建物のリフォームをされています。現状もコンクリート敷きをされている状況ですので容認していただきますようお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位 1 について質問意見等ありましたらお願いします。

7 番 鐘ヶ江百合子 農業委員 以前はコンクリートまで剥がさせて現状復旧させた事例もあったと思いますがこの場合はどうなりますか現状復旧まで求める判断基準はあるのでしょうか。

事務局 農地区分や面積または申請者が以前も違反があったかなどの総合的な状況を踏まえて判断していくものと考えています。

9 番 稲員雅史 農業委員 申請人も町内在住の方ではなく、隣接地が宅地であったため申請地が農地であるということが分からなかったのではないかと思います。そのほかの近隣の農地もきちんと管理されているようですので悪意は無かったのではないかと思います。

議長 他に質問もないようですので採決に移ります。順位 1 について賛成される方の挙手を求めます。

委員 賛成多数

議長 賛成多数で認める事とします。続きまして議案第 6 号農業経営基盤強化促進法による広川町農用地利用集積計画の承認について事務局の説明をお願いします。

事務局 所有権移転 順位 1 大字広川 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■。順位 2 大字一條 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■。順位 3 大字広川 譲受人：■■■ ■■■ 譲渡人：■■■ ■■■。

議長 事務局の説明が終わりましたので議案第 6 号について質問意見等ありましたらお願いします。

議長 質問意見もないようですので採決に移ります。議案第 6 号について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。異議が無かった旨町長に報告いたします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ